

文部科学省「生命(いのち)の安全教育」に関するノート

村 瀬 桃 子

はじめに

2020〔令和2〕年度から2022〔令和4〕年度までの3年間の集中強化期間を設け、「性犯罪・性暴力対策」強化の取り組みが関係府省庁（内閣府〔男女共同参画局〕・法務省・警察庁・厚生労働省・文部科学省）によって始まっている。性犯罪や性暴力について、これまで一般世間で表立った議論がなされてこなかったことを考えれば、まず第一歩であろう。

そこで本稿ではこの取り組みを実のあるものにし、3年間の集中強化期間だけの取り組みで終わらせないためにも、文部科学省の取り組みを取り上げたい。特に同省HPに掲載されている教材「生命(いのち)の安全教育」に焦点を当て、分析を行う。

まず、「生命(いのち)の安全教育」の教材ができる前の経緯として、1. で内閣府と文部科学省が行った調査について、2. で調査をもとに作成した『指導の手引き』を概観する。3. では「生命(いのち)の安全教育」に対する問題点を挙げる。

1. 内閣府と文部科学省による調査研究事業

『令和2年度 性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないための「生命の安全教育」調査研究事業報告書』（以下、『令和2年度「生命の安全教育」報告書』と略）が2021（令和3）年3月に作成された。この調査は「内閣府と文部科学省が共同で行う事業」で、「本調査研究事業は、(略)『子供を性暴力の当事者にしないための生命(いのち)の安全教育』を推進するため」、「先行する取組や教材の内容、指導の手引き等について実態調査を行うとともに、有識者からなる検討会においてその分析を実施し、発達段階に応じた教材や教職員向けの指導手引き、啓発資料、保護者向け資料等の作成に向けた検討を行うことで、教育現場が子供を性暴力の当事者にしないための教育を推進するために必要な情報を提供することを目的」¹としたものであった。さらに「内閣府及び文部科学省と調整の上、委員には安全教育、養護・保健、生徒指導、特別支援、児童心理、性犯罪・性暴力対策に関し、知見のある有識者等8名を選定し、計4回の検討会」を、「参考人として、性教育に関する知識を有する者を1名選定し、第1回検討会に参加」²してもらおうという力の入れようであった。

調査内容は、「地方公共団体、学校、NPO法人、民間団体、その他研究者や学生団体等における特徴的な取組や使用されている教材等に関して、公開資料及びウェブサイトから文献調査を行い、情報収集」³し、「そのうち、特徴的な取組を行っていると思われる計14機関（個人含む）に対して、（略）ヒアリング調査を実施」⁴している。

『令和2年度「生命の安全教育」報告書』の総括では、「1）性暴力が起こる構造の理解に焦点を当てた教育内容」、「2）児童・生徒の中に必ず被害者がいることを想定した授業設計」、「3）児童生徒の様子を意識した指導」⁵の3つの共通点があったという。特に「ユネスコの『国際セクシュアリティ教育ガイダンス』に則った性教育の発達段階別キーコンセプトを用いて指導内容の設計をしている機関も多い」⁶という指摘があったことが注目される。

なお、課題として「全国的に実施する際は、学校だけで解決しようとするのではなく、専門機関との連携が重要」、「男性にどのように関心を持ってもらうかといった点も大きな課題」、「教職員に対し性暴力の基本的な知識だけでなく、心身にどのような影響を与えるのか、被害児童生徒への対応等に関する研修も行う必要」⁷としている。

以上の調査研究をふまえ、作成されたのが『指導の手引き』である。

2. 『指導の手引き』の内容

『令和2年度「生命の安全教育」報告書』では、14の先進的な取り組みをしている機関への調査、聞き取りも行っていった。その成果は『指導の手引き』⁸に反映されている。この『指導の手引き』は、「各段階共通」の「概論」と、「幼児期」、「小学校 低・中学年」、「小学校 高学年」、「中学校」、「高校」、「高校卒業直前」、「特別支援教育」と、発達段階にそって記述されている。「概論」では各発達段階を貫く「目標」として、「性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするために、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付ける」⁹としている。

また、各発達段階におけるねらいは、以下のようであった¹⁰。

発達段階		ねらい（概要）
幼児期		幼児の発達段階に応じて自分と相手の体を大切にできるようになっていく。
小学校	低・中学年	自分と相手の体を大切にすることを身に付けることができるようにする。また、性暴力の被害に遭ったとき等に、適切に対応する力を身に付けることができるようにする。
	高学年	自分と相手の心と体を大切にすることを理解し、よりよい人間関係を構築する態度を身に付けることができるようにする。また、性暴力の被害に遭ったとき等に、適切に対応する力を身に付けることができるようにする。

中学校	性暴力に関する正しい知識を持ち、性暴力が起きないようにするための考え方・態度を身に付けることができるようにする。また、性暴力が起きたとき等に適切に対応する力を身に付けることができるようにする。
高校	性暴力に関する現状を理解し、正しい知識を持つことができるようにする。また、性暴力が起きないようにするために自ら考え行動しようとする態度や、性暴力が起きたとき等に適切に対応する力を身に付けることができるようにする。
特別支援教育	障害の状態や特性及び発達の状態等に応じて、個別指導を受けた被害・加害児童生徒等が、性暴力について正しく理解し、適切に対応する力を身に付けることができるようにする。

ねらいとして、幼児期に自他の体を大切にすること、小学校ではそれに加え被害を受けた時に適切に対応できるようにすること、中学校からは性暴力が起きないようにする内容が加わっていく。また、どの発達段階も被害を受けた児童生徒がいることを想定し、開示した場合の対応について注意を促していたり、授業自体が二次被害にならないよう、教員への配慮を求めている。また、中学校の「⑤展開」中の「指導上の留意点」の欄で「性暴力に性別は関係ないことを伝える」¹¹というように、被害者＝女性だけではないという指摘もみられる。

しかし、発達段階の分け方をいま一度見ると、小学校の低学年と中学年とが一緒になっている点が気にかかる。小学校の低学年と中学年では、かなりの発達の差がみられると思われ、少々乱暴な分け方と言わざるを得ない。

また、小学校低・中学年から高校、特別支援教育にも記載されている「距離感」という言葉の説明にも疑問がある。どう説明されているかというところ、「距離感とは：

自分の心と体は自分だけのものであり、他の人も同様である。互いに心と体を尊重できているかを確認するための言葉を『距離感』としている」¹²

という。「距離感」と聞いて「心と体を尊重できている」とイメージをすることは困難であろう。ならばそのまま「心と体を尊重できている」かどうかという方が混乱しない。この「距離感」という言葉が教育現場におおされた際に独り歩きし、「男子と女子は〇〇センチ離れましょう」というような形式的で中身のない生徒指導に陥る可能性が否定できない。

加えて性被害にあった際、児童生徒が適切に対応できるような環境がそろっているだろうか。子どもが被害を訴えても否定されたり、真剣に受け止めてもらえない場合もある。さらに被害を訴えられない子どももいる。また、「家族や親族等から性暴力被害を受けている児童がいる可能性がある」¹³と『指導の手引き』でも留意しているように、本来なら子どもが相談するはずの人物から被害を受けていた場合を考慮する必要がある。以上から、被害者が声を上げることは想像以上に困難であることを考慮しなければならず、被害を言えないことに罪悪感をもたないような配

慮も必要である。

3. 「生命（いのち）の安全教育」

文部科学省HPに公開されている「生命（いのち）の安全教育」パワーポイント教材は、『令和2年度「生命の安全教育」報告書』や『指導の手引き』をもとに作成されたと思われる。『指導の手引き』の発達段階の分類と同様、「幼児期」¹⁴、「小学校 低・中学年」¹⁵、「小学校 高学年」¹⁶、「中学校」¹⁷、「高校」¹⁸、と分けられて作成されている¹⁹。詳細は文部科学省HPを参照されたいが、以下で「生命（いのち）の安全教育」に対する批判的な指摘を見ていきたい。

(1) 人間と性、教育研究協議会による指摘

「生命（いのち）の安全教育」に対して、人間と性、教育研究協議会がいち早く下記①～⑥のような指摘している。すなわち、

- 「①性のポジティブなあり方に全く触れず、子どもたちに性に対するネガティブなイメージを植え付けている。
- ②性が人権と不可分であることが示されていない。
- ③その人に固有の境界線（バウンダリー）が性の権利、からだの権利であることに全く触れていない。
- ④同意のないバウンダリー侵害行為は暴力（性暴力を含む）であり、犯罪であるということを明確にせず、『心と体の距離を保つ』という『心がまえ』の問題に収れんさせている。
- ⑤性暴力の例示の仕方も異性愛主義であり、リアリティに欠ける。
- ⑥誤った性暴力理解と対処の仕方を教えることにより、子どもたちを危険にさらす可能性もある。」²⁰

また、同協議会幹事である浅井春夫は、「『方針』（「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」…引用者注）の出発点は」、「『性犯罪・性暴力対策』に位置づけられた内容」、「むしろ教育方法としては教え込み的な道徳教育に吸収されていく可能性が大きい」²¹と警鐘を鳴らしている。道徳が教科化された現在において、注目すべき指摘であろう。

(2) パワーポイント教材「生命（いのち）の安全教育」への違和感

筆者も「生命（いのち）の安全教育」パワーポイント教材に違和感を持っている。上記の①～⑥の指摘についても同感である。上記以外で付け加えれば、『指導の手引き』では「見知らぬ大人（特に男性）のみが危険と決めつけないように」²²とあ

る割には、加害者を男性、被害者を女性と想定したようなイラストばかりであった。これでは、男子生徒の中には反感をもつものも出てこよう²³。男子生徒にも当事者意識を持ってもらうには、反発されず聞き耳を持ってもらえるような工夫も合わせて考えねばならない。

一方で「生命（いのち）の安全教育」の対象の年齢と近い学生たちの目線で教材を見るとどう感じるかを確かめたいと思った。そこで、短期大学2年生の教職科目（教育の制度と教育課程）の授業内で、中学生用「生命（いのち）の安全教育」パワーポイント教材を配布²⁴し、疑問点・問題点を出してもらった。その際ヒントとして、あらかじめ前節で指摘されていた「異性愛主義である点」、「性をネガティブにとらえている点」を簡単に伝えた。代表的な記述を以下で見たい。

①人間関係に関わる内容（スライドp.1－4）

学生の記述を見ると、「大切な心と体を守るために～より良い人間関係とは～」（p.2）のスライドには「最初は明るいけど、後半につれて、生徒たちの不安をあおるような内容だと思った。よりよい人間関係とは…？ってなりました」という意見が見られた。また「自分と相手を守るもの～距離感が守られないときは？～」（p.4）で「相手に会う回数を減らしたり、SNSや電話などのやりとりを減らしたりしましょう」という説明文に対し、「突然そんなことされたら相手は逆に怒るのでは？相談してからするべきだと思った」、「減らせる？」という記述が、「いやなときは、相手と距離を置いてみましょう」という説明文にも「はなれられる？」という記述がみられた。

なお、「性暴力とは？」（p.5）中の「悪いのは加害者です」に対して、「自分の判断のあやまりもあるかもしれないか言い切っているの？」、「その場所（(略)いわゆる「やり場」）に、自分で行って、自身がいやだなあと思ったことをされても100%加害者が悪い？」というような記述もみられた。1年次に簡単にではあるが授業で性被害についてふれたことがある者でも、被害者側の「落ち度」があるのではと疑念を持ってしまう。1回だけで終わりにするのではなく、繰り返し伝えることの必要性を感じた。なおこの点に関しては、次の週に「グルーミング」についてふれた『クローズアップ現代+』（2021.11.4放送）を視聴する中で説明を試みた。

②性暴力に課関わる内容（スライドp5－13）

「性暴力の例【デートDV】」（p.6）では「いやだ！っていけないことの方が多い」という指摘があった。「性暴力はどうして起こるの？」（p.9）では、「対等な関係でなくなったら？自分の気持ちを伝えられないときは？→どうすべきか例があると良いと思う」、「付き合っているけど性暴力があるんだと学べるけど、知らない人やSNSで知り合った人から性暴力を受ける際のことについて書かれていない（略）」という記述があった。性暴力に関して、デートDVを含め、他の性暴力についても丁寧でより具体的な説明が必要であろう。

「性暴力にあうと起こること」(p.8)には、「深刻に物事を伝えすぎてしまうと中学生が“性”に対して恐怖のイメージでしか捉えられなくなってしまうのではないか」、「被害にあった時の体調変化を書いてしまえば、恋愛に対して臆病になってしまうのでは？」という記述があった。つき合うことが怖くなるのでは、といった指摘は、他にも「性暴力はどうして起こるの？」(p.9)、「性暴力の被害にあったら？」(p.11)、「友達が性暴力の被害にあったら？」(p.12)、「友達の性暴力(加害)に気付いたら？」(p.13)のスライドでもみられた。

なお「性暴力はどうして起こるの？」(p.9)で、「自分の気持ちを大切にすると同時に相手の気持ちも尊重しましょう」という説明に対して、「いやだと思ったら伝えると言っているけど、相手の意見を尊重したら言えないと思う」、「DVを受けていても相手を尊重できる？」という記述がみられた。相手を尊重することと、加害者・加害行為の記述が丁寧になされていないためか、混乱を生じた学生が複数いたようだ。

また、「性暴力が起きないようにするためには」(p.10)では、「相手が知らない人だった場合はどうすれば？」という記述があり、被害者・加害者の関係が顔見知りや近い関係にある者に起ることが多いことを説明すること、顔見知りと見知らぬ人からの被害と、両方丁寧の説明する必要があるように思う。

「性暴力の被害にあったら？」(p.11)では、「(略) LGBTに配慮がない。被害にあったことばかり挙げていて、もし被害にあった場合こうはいってるものの責めてしまいそう」という記述が、「いやだと声を出す」という説明には「受けていたら怖くて声が出せないのでは？」との記述が、それゆえ「被害にあった時に、体が固まる、声が出せないことはよくあります」という説明に「矛盾を感じる」という記述もあった。一般的には授業で伝えたことが、実際には覚えていなかったりできなかった場合、非難の対象になりがちだが、性被害に関しては、いやだと言えれば理想的ですばらしいが、言えない場合の方が多く、言えなかったとしても、被害者が責められるべきではないことを繰り返し丁寧に伝える必要がある。

おわりに

『令和2年度「生命の安全教育」報告書』に記載されていた先進的な取り組みをしている団体等の実践は、性を人権と捉える視点や、からだの名称や働き、生殖に関することだけでなく、ふれあいの性についても取り上げる等していることが調査報告書でも記載されていた²⁵。学習指導要領に則り、正規の授業内では教師が直接性交を扱わない学校でも、外部講師の授業では話されているようであり、「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」を参考しているという²⁶。しかし「生命(いのち)の安全教育」パワーポイント教材は、性犯罪や性暴力のみにしぼっても、ひとつひとつの事柄について丁寧な説明が足りていないことは、学生の指摘からも散見され

る。ましてやその周辺や土台となるからだの学習については全く説明不足である。

また、プライベートゾーン・パーソナルスペース・距離感といったことは、機械的にその範囲を教えるということではないと筆者は考える。こころとからだが大切にされていると感じることが自己肯定感の土台となり、何者にもかえ難い存在であると子どもが感じるができると考える。

この取り組みは始まったばかりであり、検証をし続けなければならない重要な問題である。3年間の強化期間で終わってしまっはいけない。また、特定の時間に特化して実践すればよいということではなく、常日頃から人権を尊重する意識を持續けることが必要であろう。さらなる分析が必要であるが、他日に期したい。

注

- 1 「1. 調査研究概要 1.3 調査研究内容」『令和2年度 性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないための「生命の安全教育」調査研究事業報告書』2021（令和3）年3月、p.2（内閣府男女共同参画局HP（gender.go.jp）< https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/r02_inochi/01.pdf>最終アクセス2021.12.8）。
- 2 「1. 調査研究概要 1.3 調査研究内容 1.3.2 実施方法」『令和2年度「生命の安全教育」報告書』p.3。なお委員は、浅野明美（全国養護教諭連絡協議会 会長、常陸太田市立世矢小学校 養護教諭）、浦尚子（性暴力被害者支援センター・ふくおか理事長）、緒方直彦（全国特別支援学校長事務局 次長、東京都立町田の丘学園 統括校長）、木間東平（全国学校安全教育研究会 会長、葛飾区立柴又小学校 校長）、瀬高真一郎（全国高等学校長協会 生徒指導研究委員長、神奈川県立市ヶ尾高等学校 校長）、西沢哲（山梨県立大学 人間福祉学部 学部長・教授）、番敦子（弁護士）、渡邊正樹（座長、東京学芸大学 教職大学院 教授）、参考人は良香織（宇都宮大学 准教授）が選出されている。
- 3 「1. 調査研究概要 1.3 調査研究内容 1.3.2 実施方法」、同上『令和2年度「生命の安全教育」報告書』p.3
- 4 同上、pp.3-4。この14機関は、福岡県 生活安全課 性暴力・犯罪被害対策係、私立和光幼稚園・小学校、大阪市立生野南小学校、大阪市立田島中学校、公立A中学校、私立B高校、千葉県立柏特別支援学校、広島大学ハラスメント相談室、Tottoko Gender Movement、NPO法人 CAPセンター・JAPAN、認定NPO法人 エンパワメントかながわ、社会福祉法人 児童愛護会 一宮学園、兵庫県立尼崎総合医療センター、高橋幸子医師（埼玉医科大学 医療人育成支援センター 地域医学推進センター 助教）であった。
- 5 「2.2.5 既存の取組及び教材の総括 (1) 既存の取組の特徴」、同上p.45
- 6 同上、p.45
- 7 「2.2.5 既存の取組及び教材の総括 (2) 既存の取組の効果・課題」、同上p.46
- 8 『生命の安全教育 指導の手引き』文部科学省HP（mext.go.jp）< https://www.mext.go.jp/content/20210416-mxt_kyousei02-000014005_7.pdf>最終アクセス2021.9.30。

- 9 同上、『指導の手引き』p.1
- 10 「② 各段階におけるねらい（概要）」、同上p.1 - 2。
- 11 「5. 指導の手引き（中学校）」、同上p.16
- 12 同上、pp.9 - 10
- 13 同上、p.8。
- 14 内容は「じぶんのからだ」「じぶんだけのだいじなところ」「いやなきもち」26枚（「生命の安全教育教材（幼児期）」文部科学省HP（[mext.go.jp](https://www.mext.go.jp/content/20210416-mxt_kyousei02-000014005_30.pdf)） < https://www.mext.go.jp/content/20210416-mxt_kyousei02-000014005_30.pdf>最終アクセス2021.9.30）。
- 15 「おはなししたいこと」として「『じぶんのからだ』も『ほかのひとのからだ』もたいせつ」「じぶんだけのたいせつなところ」「じぶんのたいせつなところに、だれかがさわってきたら、どうする？」18枚（「生命の安全教育教材（小学校 低・中学年）」文部科学省HP（[mext.go.jp](https://www.mext.go.jp/content/20210416-mxt_kyousei02-000014005_31.pdf)） < https://www.mext.go.jp/content/20210416-mxt_kyousei02-000014005_31.pdf>最終アクセス2021.9.30）。
- 16 「知ってほしいこと」として「自分だけの大切なところ」「自分とほかの人を守るためのルール」「自分とほかの人とのきょうりが守られないときの対応方法」「SNSを使うときに気をつけること」11枚（「生命の安全教育教材（小学校 高学年）」文部科学省HP（[mext.go.jp](https://www.mext.go.jp/content/20210416-mxt_kyousei02-000014005_32.pdf)） < https://www.mext.go.jp/content/20210416-mxt_kyousei02-000014005_32.pdf>最終アクセス2021.9.30）。
- 17 「大切な心と体を守るために」として「よりよい人間関係ってなんだろう？」「性的な暴力とは？」「もし性的な暴力の被害にあったら…」の14枚、「補足資料（事例集）」5枚、「ワークシート」2枚、「配布資料」2枚（「生命の安全教育教材（中学校）」文部HP（[mext.go.jp](https://www.mext.go.jp/content/20210416-mxt_kyousei02-000014005_33.pdf)） < https://www.mext.go.jp/content/20210416-mxt_kyousei02-000014005_33.pdf>最終アクセス2021.9.30）。
- 18 「大切な心と体を守るために」として「よりよい人間関係ってなんだろう？」「性暴力とは？」「もし性暴力の被害にあったら…」17枚、内「補足資料（事例集）」8枚、「ワークシート」2枚、「配布資料」2枚（「生命の安全教育教材（高校）」文部科学省HP（[mext.go.jp](https://www.mext.go.jp/content/20210416-mxt_kyousei02-000014005_34.pdf)） < https://www.mext.go.jp/content/20210416-mxt_kyousei02-000014005_34.pdf>2021.9.30最終アクセス）。
- 19 なお「高校卒業直前」は冊子形態で4ページ、「特別支援教育」は『指導の手引き』では「発達段階や障害の状態等に応じた個別指導を適宜実施」とし、「使用教材」は、「生命の安全教育（小学校低・中学年、小学校高学年、中学校）」としている（前掲『指導の手引き』p.26）。
- 20 「総会議案 情勢修正案」一般社団法人“人間と性”教育研究協議会、2021年8月25日（この修正案の元は「第40回定期総会議案集 情勢」一般社団法人“人間と性”教育研究協議会〈性教協〉会報『“人間と性”』No.364、2021.6.25、p.3に記載）。
- 21 浅井春夫「社会問題をセクソロジーする23 『生命（いのち）の安全教育』で安全を確保できるか！？—からだと人間関係をめぐる学習の課題—」一般社団法人“人間と性、教育研究協議会『季刊セクシュアリティNo.102』エイデル研究所、2021年7月15日、p.148。
- 22 前掲『指導の手引き』p.14。
- 23 筆者はかつて“人間と性、教育研究協議会山形サークルのメンバーとともに、NPO 法人レジリエンス（「DVや虐待、モラハラ、その他様々な原因による心の傷つきや

トラウマについての情報を広げる活動をしている」る団体『NPO法人レジリエンス』
(google.com) < <https://sites.google.com/view/nporesilience/top>>最終アクセス
2021.12.17) の講習を受け、改変可能なパワーポイント教材を使って、デートDV防
止のための教材を作成した。その時問題になったのは、男女で授業を受ける際、デ
ートDVの加害者≒男性という視点になりがちであり、男子生徒から反発が予想され
たことである。男子生徒にも反発されないような教材作成に関しては、課題が残っ
ている。

- 24 「大切な心と体を守るために」として「よりよい人間関係ってなんだろう?」「性
的な暴力とは?」「もし性的な暴力の被害にあったら…」の14枚分のみを印刷。「補
足資料(事例集)」、「ワークシート」、「配布資料」は省略した。
- 25 私立和光幼稚園・小学校の取組、前掲『令和2年度「生命の安全教育」報告書』
pp.13-14。
- 26 大阪市立田島中学校の取組、同上p.17。